

# 水道の使用開始にあたって

## ・水道の使用開始・中止の届出

新たに水道をご使用になるとき、又は使用を中止するときは3日前までに人吉市水道局お客様センターへご連絡ください。

## ・水道メーターの検針

水道メーターの検針は、毎月1回（1～14日の間）地区ごとに定められた検針日に行い、計量した使用水量に基づいて算定し、請求します。（ただし、検針日は天候などにより前後することがあります。）

## ・検針に伴う敷地内への立ち入り

水道メーターの検針などのため、名札及び身分証明書を携帯した検針人がお客様の敷地内に立ち入ることがありますので、ご協力ください。特に門扉を施錠してある場合は検針することができませんのでご協力をお願いします。なお、立ち会いは不要です。

## ・水道メーターの点検について

いつもより使用水量が多い場合、最初に疑うのが漏水です。漏水は、水道メーターを見ることで確認ができます。家中の水栓（蛇口）を全部閉めて水を使用していない状態で水道メーターのパイロットが回っていたらどこかで漏水しています。漏水していると水道料金が高額になりますので、定期的に水道メーターのふたを開けて調べ、早めの発見と修理をお願いします。（水道メーターより宅内側の修理費はお客様負担となります。）

なお、修理をする際は、裏面の『人吉市指定給水装置工事事業者』に修理を依頼してください。

水が流れると右図の  
パイロットが↓方向  
に回転します



## ・水道メーターの交換について

水道メーターは市からの貸与となっており、計量法により8年に一度メーターを交換しなければなりません。該当するお客様には、『水道メーター満期交換のお知らせ』により事前にお知らせをしております。市が委託する人吉市指定給水装置工事事業者がお伺いします。

交換作業の立会いは必要ありませんが、敷地内に立ち入って作業をしたり、作業中は一時的に断水状態になりますので、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、水道メーター及び交換費用は無料です。

## ・水道料金のお支払い

市内金融機関、コンビニ等で使用できる納付書でのお支払いか金融機関での口座振替があります。納付書は毎月17日頃送付され月末納期限、口座振替は毎月26日振替（再振替は翌月11日）となります。

口座振替の手続きにつきましては、市内金融機関備えつけてあります『口座振替依頼書』にてお手続きください。

水道料金等のお尋ねは人吉市水道局お客様センター（0966-22-5497）へお電話ください。